

令和7年松前町告示第81号

松前町産後ケア事業実施要綱を次のように公表する。

令和7年7月14日

松前町 田 中 浩 介

松前町産後ケア事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、出産後1年を経過しない女子及び乳児（以下「母子」という。）に対し、母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2第1項第1号に掲げる事業（以下「事業」という。）を実施することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保することを目的とする。

(事業の種類及び内容)

第2条 事業の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 短期入所型（ショートステイ） 医療機関等に対象者を短期入所させ、相談、ケア等の個別支援を実施する事業
- (2) 通所型（デイサービス） 日中において医療機関等に来所した対象者に対し、個別又は集団でケアを実施する事業
- (3) 居宅訪問型（アウトリーチ） 助産師等が対象者の居宅を訪問して保健指導又はケアを実施する事業

(実施主体)

第3条 事業は、別表に掲げる基準を満たす事業者として町が認めた者に委託して行う。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、町内に住所を有する母子であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 産後ケアを必要とするもの
- (2) 医療行為が必要でないもの
- (3) 家族等から十分な家事、育児の援助が受けられないもの
- (4) 産後に心身の不調、育児不安等があるもの

(利用回数)

第5条 事業を利用することができる回数は、通算7回までとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする者は、松前町産後ケア事業利用申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、事業の利用を希望する日の10日前までに町長に提出するものとする。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、この限りでない。

(利用の決定)

第7条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは松前町産後ケア事業利用決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により利用の決定をしたときは、松前町産後ケア事業利用者決定通知書（様

式第3号)により第3条の規定により委託を受けた事業者(以下「委託事業者」という。)に通知するものとする。

(利用の変更申請)

第8条 前条第1項の規定により利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該利用決定を受けた内容を変更しようとするときは、松前町産後ケア事業利用変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは松前町産後ケア事業利用変更承認通知書(様式第5号)により、不相当と認めるときはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により利用の変更を承認したときは、松前町産後ケア事業利用変更通知書(様式第6号)により委託事業者に通知するものとする。

(利用中止の届出)

第9条 利用者は、利用の決定を受けた事業の利用を中止しようとするときは、松前町産後ケア事業利用中止届出書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(利用の取消し)

第10条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他不正の行為があったとき。

(利用料等)

第11条 事業の利用に係る費用は、無料とする。ただし、委託事業者は、次の各号に掲げる費用について利用者から実費を徴収することができる。

- (1) 町が負担する費用(母親の食費、母子の寝具、部屋代、光熱水費、円座、ポット、沐浴用品、哺乳瓶及び哺乳瓶の消毒に要する費用)に含まれていない紙おむつ代等の費用
- (2) 委託事業者が設定する個室料等
- (3) 委託事業者が実施する独自サービスに係る費用
- (4) きょうだい児と一緒に利用する場合に必要な食費、寝具等
- (5) その他町長が実費徴収が必要と認める費用

(実施報告)

第12条 委託事業者は、事業を行った月の翌月の10日までに事業の経過について町に報告しなければならない。

(重大事故発生時の対応)

第13条 委託事業者は、死亡事故、意識不明事故、治療に要する期間が30日以上を負傷又は疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合は、直ちに町に対して連絡し、書面で報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、産後ケア事業の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月14日から施行する。

別表（第3条関係）

【短期入所型（ショートステイ）】

項目	基準
業務実施体制	管理者を1名配置できる
	助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に1名以上配置できる。
	緊急時も施設が無人とならずに体制を確保できる。
	事故や災害等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定めている。
	利用者の症状の急変等、緊急時に母子を受け入れてもらう協力医療機関と連携をしている。
運営基準	利用人員は20名を上限としている。
	食事を3食提供できる。
	食品衛生に十分配慮している。
	利用期間中は身体回復に配慮したもの。また、帰宅後の生活に参考になるような食事提供ができる。
設備基準	ベッド又は寝具を備えた居室がある。
	カウンセリング室がある。
	乳児の保育を行う部屋がある。
	入浴施設及び沐浴施設がある。
	適切な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有する。

【通所型要件（デイサービス）】

項目	基準
業務実施体制	管理者を1名配置できる
	助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に1名以上配置できる。
	緊急時も施設が無人とならずに体制を確保できる。
	事故や災害等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定めている。
	利用者の症状の急変等、緊急時に母子を受け入れてもらう協力医療機関と連携をしている。
運営基準	食事を1食提供できる。
	食品衛生に十分配慮している。
	利用期間中は身体回復に配慮したもの。また、帰宅後の生活に参考になるような食事提供ができる。
設備基準	ベッド又は寝具を備えた居室がある。
	カウンセリング室がある。
	乳児の保育を行う部屋がある。
	沐浴施設がある。

【訪問型要件（アウトリーチ）】

項目	項目の基準
業務実施体制	管理者を1名配置できる
	助産師を配置できる。
	実施担当者の職種は看護職である。
方法	利用者の居宅に赴いて、支援を行う手段がある。
	訪問時、安全面・衛生面に十分配慮できる体制がある。